

仕 様 書

- ① 業務委託名 令和7年度犬猫等死骸処理業務委託（単価契約）
- ② 業務の種類 犬猫等の動物の死骸の回収及び処分
- ③ 委託区域 かすみがうら市内全域
- ④ 回収場所 市の指定する場所
- ⑤ 業務の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- ⑥ 業務日 業務日は、土曜日・日曜日・祝日・休日及び年末年始を含む毎日を原則とする。
（ただし、年末年始は緊急な対応が必要とされる場合のみ対応）
- ⑦ 搬入場所 霞台厚生施設組合の管理する施設（霞台クリーンセンターみらい）
- ⑧ 提出書類 契約書本則に定めるもののほか、本市の定める様式の業務報告書を提出するものとする。
- ⑨ 業務細則
 - （1）本市からの連絡
 - ① 午前8時30分から午後5時15分までに行うものとする。
 - ② 本市からの連絡は、受託者が指定する電話番号への電話又はファクシミリ等により随時行うものとする。
 - ③ 連絡内容は、収集先の地区名、番地、路線名、犬猫等の種別とする。
 - （2）委託業務
 - ① 連絡を受けた当日の午後5時15分までに行うものとする。
 - ② 受託者が使用する車両は、外部から回収物が見えないもののほか、臭気・汚水等が出ないなど周囲に配慮した器材（保冷库等）を設置し、受託業者として判る表示をすること。
 - ③ 道路上での回収作業は、安全チョッキ着用にて行い、周囲の交通状況に配慮し、安全と交通の円滑化に務めること。
 - ④ 回収する際、死骸に犬鑑札又は狂犬病予防注射証がついている場合には、環境保全課に連絡して、指示を受けること。
 - ⑤ 回収現場に目的の死骸が見当たらない場合は、本市に再度照会するとともに、付近住民等に尋ねて発見に努めるものとする。
 - ⑥ 回収できなかった時は、速やかに本市に連絡し指示を受けること。
 - （3）霞台クリーンセンターみらいでの処理手数料

受託者が死骸回収後に霞台クリーンセンターみらいに搬入する際の処理手数料については市が免除するものとする。

(4) 霞台クリーンセンターみらいへの搬入

- ① 回収した死骸は一体ずつ破れないポリ袋に入れ密封し、原則としてその日の回収分をその日のうちに霞台クリーンセンターみらいに搬入すること。
- ② 霞台クリーンセンターみらいが時間外等で受入れできない場合は、死骸が腐敗しないよう器材に保管し、受入れ可能な時に搬入すること。
- ③ 霞台クリーンセンターみらいに搬入できる時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
- ④ 霞台クリーンセンターみらい搬入の際は、霞台クリーンセンターみらい職員の指示に従うものとする。
- ⑤ 上記のほか、霞台クリーンセンターみらい内で遵守すべき事項に従うものとする。

(5) 業務実績の報告及び支払い

- ① 実績については、契約書本則に定める書類及び本市の定める様式の業務報告書を添付し、月末締めで担当課に報告するものとする。
- ② 委託料の支払いは、本市から連絡したもののうち、実際に回収した数に応じて計算し毎月払いとする。ただし、本市からの連絡後に回収に出向いたものの既に回収等されており死骸がなかった場合は、その回数に応じて別途定める額により回収した場合と併せて毎月支払うものとする。
- ③ 一体当たりの単価は、契約単価（回収に使用するポリ袋、ブルーシートに係る費用を含む）とする。

(6) 受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更の生じた時は、必ず書面にて本市に報告しなければならない。

- ① 就業規則（写し）
- ② 収集車両の車検検査証（写し）
- ③ 車両保険証（任意保険）（写し）

自動車賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険のほか、1台につき自動車保険普通保険約款による保険金額無制限の自動車保険に加入していること。

- ④ 本業務に使用する車両、器材は受託者の負担とする。

(7) 単価契約業務概算件数

死骸回収（大型動物以外）	140件
死骸回収（大型動物）	5件
回収に出向いたものの死骸がなかった場合（大型動物以外）	15件
回収に出向いたものの死骸がなかった場合（大型動物）	3件

なお、大型動物とは、イノシシの成獣および同等の大きさの動物を指す。

(8) その他

- ① 本仕様書に明記なき事項は、市と協議のうえ決定するものとする。
- ② 本仕様書又は、本業務について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- ③ 本業務の遂行に際して、金品の授受及び営業行為を一切してはならない。
- ④ 市民に対する態度及び服装等不快感を与えないように努め、本市の信用を失墜するような行為は、一切しないこと。